

消費生活
なび NO.131

成人の消費者トラブルが急増しています

民法改正により令和4年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人になると、消費者としての「権利」と「責任」を負うことになります。未成年の場合、契約には親の同意が必要ですが、成年に達すると親の同意がなくても自分で契約できるようになります。契約にはさまざまなルールがあり、知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。また社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙う悪質業者もいます。契約をする際には、その契約が本当に必要かどうかなど、よく検討して契約するようにしましょう。困ったことが起きたら、一人で悩まず相談をしましょう。

問消費生活相談室 ☎84-1233

地 域 安 全 ニ ュ ー ス

悪徳商法の被害に遭わないために

仮想通貨(暗号資産)や海外事業への投資など、国民の関心が高いテーマに便乗して出資名目でお金をだまし取る利殖商法、高齢者世帯を狙って屋根や床下等の点検を口実に訪問し必要にない工事で高額な料金を請求する点検商法、健康食品や化粧品等の商品やファンド型投資商品などのマルチ商法など、悪質商法による被害が発生しています。

①悪質商法の被害に遭わないためのポイント

キーワードは

「**悪質業者は、う・そ・つ・き**」

- う：うまい話は信用しない
- そ：相談する
- つ：つられて返事をしない・すぐに契約しない
- き：きつぱり・はつきり断る

②契約解除には【クーリング・オフ】制度を活用しましょう

クーリング・オフとは、契約後、一定の期間で冷静に考えてみて、無条件でその契約を解除できる機会を消費者に与える制度です。クーリング・オフができる期間があります。

- 訪問販売…8日間以内
- 電話勧誘販売…8日間以内
- マルチ商法…20日間以内

③相談窓口

不安を感じたときは一刻も早く相談をしましょう。クーリング・オフにより被害の防止・回復ができる場合があります。

問千葉県警察本部相談サポートコーナー ☎043-227-9110 千葉県消費者センター ☎043-434-0999
山武警察署生活安全課 ☎0475-82-0110

▲ここは広告枠です。

▲ここは広告枠です。

▲ここは広告枠です